

**令和6年度横浜市職員採用選考**  
**経済局イノベーション推進課新拠点活性化担当係長（一般任期付職員、係長級）**  
**募集要項**

1 募集職

横浜市経済局イノベーション推進課新拠点活性化担当係長 1名  
(令和5年度時点の所属名：経済局新産業創造課)

2 職務概要

- ・技術系スタートアップを輩出するエコシステム形成
- ・ビジネス人材が交流する新拠点の活性化に向けたイベントプログラムの企画、運営等
- ・企業版ふるさと納税による寄附獲得

3 任用期間

採用日（令和6年6月頃）から令和8年3月31日まで  
(最長で5年間まで期間を延長できる場合があります)

4 受験資格

(1) 必須要件

- ・新規事業創出やスタートアップ支援・協業等の経験を有していること
- ・スタートアップやベンチャーキャピタル等との人脈を有していること
- ・日常会話レベルの英語力を有していること

(2) 欠格条項

次のア、イに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法（抜粋）

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身衰弱を原因とするもの以外）

5 職務内容

係長職として、本市におけるスタートアップ支援の推進に当たっての課題を把握し、企画立案（事業展開フローの検討・決定や庁内の関連部署及び協力主体との調整や連携関係の構築等）、実現に向けた技術的支援を行うとともに、事業及び事務の進捗を管理し、課長を補佐する。

また、有する知見や発想を用いて部下の指導育成にあたり、職場の活性化、職員の能力向上により組織力を高める。

## 6 勤務地・交通

横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 31 階経済局執務室内

- ・みなとみらい線「馬車道」駅下車、1C 出入口直結
- ・JR「桜木町」駅下車、「新南口（市役所口、交通系 IC カード専用改札）」から約 200 メートル、徒歩約 3 分
- ・市営地下鉄「桜木町」駅下車、「1 口」から約 200 メートル、徒歩約 3 分

## 7 給与（令和 5 年 4 月 1 日現在）

月給 24 万 900 円～40 万 9800 円＋諸手当＋賞与年 2 回（昨年度 4.4 か月分）

年収の例（地域手当、期末勤勉手当を含む）

22 歳で大学を卒業し、民間企業における正社員（※）の職務経験が 10 年あり、採用時の年齢が 32 歳の場合 ⇒ 5,903,654 円 ※当該職としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間
---

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。令和 5 年 4 月現在の初任給の目安は上表のとおりです。

なお、個々の採用前の職務の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。この他、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

※採用 1 年目の期末勤勉手当額は、在職（勤務）期間等により、支給割合が変わります。

## 8 勤務条件

### （1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（休憩時間正午～午後 1 時）までです。（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）

※フレックスタイム制度、テレワーク制度、ランチシフト制度あり

### （2）休暇等

年次有給休暇（年間 20 日間。付与日数は採用月により異なる。）のほか、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出産休暇、介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度などもあります。

### （3）その他

一般職の公務員であるため、法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方公務員法の適用の対象となります。このため、地方公務員法第六節「服務」（信用失墜行為の禁止・秘密を

守る義務・政治的行為の制限・営利企業等の従事制限)なども適用対象となりますので、ご留意願います。

特に、「営利企業等の従事制限」においては、企業の役員等の地位を保持しながら本職に従事することもできませんので、本職で採用が決定した場合には、採用日までにその職を辞していただく必要があります。

## 9 申込受付期間

令和6年1月31日(水)0:00から令和6年3月10日(日)23:59まで

※募集開始時刻及び終了時刻は、転職情報サイトの掲載状況によるため多少前後する場合があります。

※応募書類が不備なものは受け付けません。また、提出された書類は返却しません。

## 10 選考フロー

### (1) 第一次選考

書類選考

### (2) 第二次選考(令和6年3月下旬頃)

オンライン面接

### (3) 最終選考(令和6年4月中旬ごろ)

面接(対面)

※面接日時については、第二次選考結果通知の際にお知らせします。場所は横浜市役所を予定しています。なお、指定した面接日時について、都合がつかない場合には別途相談に応じます。

## 11 採用候補者の発表

(1) 第一次選考の結果は、令和6年3月19日(火)までに応募者全員にメールにて通知します。

(2) 第二次選考の結果は、令和6年4月初旬に第二次選考受験者全員にメールにて通知します。

(3) 最終結果は、令和6年4月下旬に最終選考受験者全員にメールにて通知します。

※選考の結果、採用候補者決定を見送る場合もあります。

※選考結果についての電話等による問い合わせは一切お断りします。

## 12 その他

(1) この試験において提出された書類は、一切返却しません。

(2) 受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。

## ■問合せ先

横浜市経済局スタートアップ・イノベーション推進室新産業創造課 採用担当

電話番号 045-671-3487

Email [ke-shinsangyo@city.yokohama.jp](mailto:ke-shinsangyo@city.yokohama.jp)